

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成31年 月 日

宮崎県教育委員会教育長 四 本 孝

宮崎県教育委員会規則第 号

教育職員免許法等施行細則の一部を改正する規則

教育職員免許法等施行細則（昭和30年宮崎県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前					改正後				
〔単位の遡減〕					〔単位の遡減〕				
第8条 免許法別表第3備考第7号の規定の適用又は準用を受ける者 <u>（10単位の修得をもって足りる者を除く。）</u> の単位の修得区分は、この章の定めるところによる。					第8条 免許法別表第3備考第7号の規定の適用又は準用を受ける者の単位の修得区分は、この章の定めるところによる。				
〔小学校教諭の免許状の場合〕					〔小学校教諭の免許状の場合〕				
第9条 小学校の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。					第9条 小学校の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。				
オ 二種免許状を取得している場合					オ 二種免許状を取得している <u>者が一種免許状を受けようとする</u> 場合				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

					科目	は教諭の教			
						育の基礎的			
						理解に関す			
						る科目等			
〔略〕					〔略〕				
(免許法施行規則第12条の適用を受ける者の場合)					(免許法施行規則第12条の適用を受ける者の場合)				
第12条 免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。					第12条 免許法施行規則第12条の規定の適用を受ける者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。				
ア 小学校教諭の二種免許状を取得している場合					ア 小学校教諭の二種免許状を取得している者が一種免許状を受けようとする場合				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
〔略〕					〔略〕				
イ 中学校教諭の二種免許状を取得している場合					イ 中学校教諭の二種免許状を取得している者が一種免許状を受けようとする場合				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	在職年数	教科に関する専門的事項	各教科の指導法に関する科目	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
〔略〕					〔略〕				

育の基礎的

理解に関す

る科目等

〔略〕

〔略〕

(養護教諭の免許状の場合)

(養護教諭の免許状の場合)

第14条 免許法別表第6により養護教諭の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

第14条 免許法別表第6により養護教諭の二種免許状又は臨時免許状を取得している者が直近の上級免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 二種免許状を取得している場合

ア 二種免許状を取得している者が一種免許状を受けようとする場合

在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数

在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

〔略〕

〔略〕

イ 臨時免許状を取得している場合

イ 臨時免許状を取得している者が二種免許状を受けようとする場合

在職年数	養護に関する科目	教職に関する科目	養護又は教職に関する科目	最低修得単位数

在職年数	養護に関する科目	養護教諭・栄養教諭の基礎的理解に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数

十種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。					十種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					[略]				
(免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合)					(免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者の場合)				
第15条の2 免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の十種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。					第15条の2 免許法施行規則附則第38項の適用を受ける者が保健の教科についての高等学校教諭の十種免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。				
才 看護師の免許状を受けている場合					才 看護師の免許を受けている場合				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数	在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]					[略]				

[略]				
イ 修業年限2年の看護師養成施設を卒業した場合				
在職年数	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目	最低修得単位数
[略]				

(免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の場合)

第15条の3 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者が免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 小学校教諭普通免許状を取得している者が幼稚園教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目	最低修得単位数
	教育課程及び指導法に関する科目	
	保育内容の指導法	
[略]		

イ 幼稚園教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

[略]				
イ 修業年限2年の看護師養成施設を卒業した場合				
在職年数	教科に関する専門的事項に関する科目	各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理論に関する科目等	大学が独自に設定する科目	最低修得単位数
[略]				

(免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者の場合)

第15条の3 免許法施行規則第18条の2の表備考第4号の適用を受ける者が免許状の授与を受けようとする場合に修得することを必要とする最低単位数は、次の表の区分によるものとする。

ア 小学校教諭普通免許状を取得している者が幼稚園教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	最低修得単位数
	保育内容の指導法に関する科目
[略]	

イ 幼稚園教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合

在職年数	教職に関する科目		最低修得	在職年数	各教科の指	道徳、総合的な学習の時				最低修得
	教育課程及び指導	生徒指導、教育相	単位数		導法に關す	間等の指導法及び生徒指				単位数
	法に関する科目	談及び進路指導等			る科目	導、教育相談等に関する				
	各教科の指	道徳	に関する科目			科目				
	導法	の指				道徳	生徒	教育	進路	
		導法				の理	指導	相談	指導	
						論及	の理	(カ	及び	
						び指	論及	ウン	キャ	
						導法	び方	セリ	リア	
							法	ング	教育	
								に關	の理	
								する	論及	
								基礎	び方	
								的な	法	
								知識		
								を含		
								む。		
)の		
								理論		
								及び		
								方法		
	〔略〕	7	1	〔略〕	〔略〕	7	1	2	〔略〕	
		5	1	1		5	1	1		

ウ 中学校教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合				ウ 中学校教諭普通免許状を取得している者が小学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合			
在職年数	教職に関する科目		最低修得	在職年数	各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	最低修得
	教育課程及び指導法に関する科目	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	単位数				単位数
	各教科の指導法					生徒指導、教育相談、進路指導及びキャリア教育に関する基礎的な知識を含むもの。)	
						の理論及び方法	
[略]	7	2	[略]	[略]	7	2	[略]
	5	1			5	1	
エ 小学校教諭普通免許状を取得している者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合				エ 小学校教諭普通免許状を取得している者が中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合			

び指導法に 関する科目				談及び進路指導等 に関する科目				教職 に関する科目				指導 法に 関する科 目				導、教育相談等に関する 科目				自に 設定 する 科目			
各教 科の 指導 法		道徳 の指 導法										道徳 の理 論及 び指 導法		生徒 指導 の理 論及 び方 法		教育 相談 (カ ウン セリ ング に関 する 基礎 的な 知識 を含 む。)の 理論 及び 方法		進路 指導 及び キャ リア 教育 の理 論及 び方 法					
[略]		1	1					[略]				[略]		1	1			1	3	[略]			
		1	1											1	1			1	2				
カ 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を取得してい												カ 中学校教諭普通免許状(二種免許状を除く。)を取得してい											

る者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合					る者が高等学校教諭一種免許状の授与を受けようとする場合					
在職年数	教職に関する科目		教科	最低修得	在職年数	各教	道徳、総合的な学習の時		大学	最低修得
	教育	生徒指導、教育相談及び	又は	単位数		科の	間等の指導法及び生徒指		が独	単位数
	課程	進路指導等に関する科目	教職			指導	導、教育相談等に関する		自に	
	及び		に関			法に	科目		設定	
	指導		する			関す	生徒指	教育相	進路指	する
	法に		科目			る科	導の理	談(カ	導及び	科目
	関す					目	論及び	ウンセ	キャリア	
	る科						方法	リング	ア教育	
	目							に關す	の理論	
	各教							る基礎	及び方	
	科の							的な知	法	
	指導							識を合		
	法							む。)		
								の理論		
								及び方		
								法		
	[略]	1	2	6	[略]	[略]	1	2	6	[略]
		1	1	4			1	1	4	
(在職年数による単位修得基準)					(在職年数による単位修得基準)					
第16条 第9条から第14条まで並びに第15条から第15条の3までの					第16条 第9条から第14条まで及び第15条から第15条の3までの規					
定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に關す					定の適用に当たっては、在職年数に応じ、それぞれ教科に關する					
る科目欄(養護教諭の免許状にあっては養護に關する科目欄)に					専門的事項に關する科目欄(幼稚園教諭の免許状にあっては領域					

<p>掲げる単位数、<u>教職に関する科目欄</u>に掲げる単位数及び<u>教科又は教職に関する科目欄</u>（<u>養護教諭の免許状にあっては養護又は教職に関する科目欄</u>）に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。</p>	<p><u>に関する専門的事項に関する科目欄</u>、<u>養護教諭の免許状にあっては養護に関する科目欄</u>）に掲げる単位数、<u>各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等欄</u>（<u>幼稚園教諭の免許状にあっては保育内容の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等欄</u>、<u>養護教諭の免許状にあっては養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等欄</u>）に掲げる単位数及び<u>大学が独自に設定する科目欄</u>に掲げる単位数を含み、かつ、最低修得単位数欄に掲げる必要単位数を修得するものとする。</p>
<p>2 第14条の2の適用に当たっては、在職年数に依り、それぞれ指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目欄に掲げる単位数、<u>栄養に係る教育に関する科目欄</u>に掲げる単位数及び<u>教職に関する科目欄</u>に掲げる単位数を含む最低単位数（最低修得単位数）を修得するものとする。</p>	<p>2 第14条の2の適用に当たっては、在職年数に依り、それぞれ指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目欄に掲げる単位数、<u>栄養に係る教育に関する科目欄</u>に掲げる単位数及び<u>養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等欄</u>に掲げる単位数を含む最低単位数（最低修得単位数）を修得するものとする。</p>
<p>3 <u>〔略〕</u> 〔単位の修得方法〕</p>	<p>3 <u>〔略〕</u> 〔単位の修得方法〕</p>
<p>第17条 免許法施行規則第11条、<u>第12条</u>、第13条及び<u>第15条</u>から第18条まで並びに同規則附則第4項並びに第9条から第15条の3までに規定する教科に関する科目、<u>養護に関する科目</u>、指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、<u>栄養に係る教育に関する科目</u>、特別支援教育に関する科目、<u>教職に関する科目</u>、<u>教科又は教職に関する科目</u>及び<u>養護又は教職に関する科目</u>の単位の修得方法は、この章の定めるところによるものとする。</p>	<p>第17条 免許法施行規則第11条、第13条及び<u>第16条</u>から第18条まで並びに同規則附則第4項並びに第9条から第15条の3までに規定する教科に関する<u>専門的事項に関する科目</u>、<u>領域に関する専門的事項に関する科目</u>、<u>養護に関する科目</u>、指定規則別表第1に掲げる教育内容に係る科目、<u>栄養に係る教育に関する科目</u>、特別支援教育に関する科目、<u>各教科の指導法に関する科目</u>又は<u>教諭の教育の基礎的理解に関する科目等</u>、<u>保育内容の指導法に関する科目</u>又は</p>

	は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目及び大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、この章の定めるところによるものとする。
(小学校の教科に関する科目)	(小学校の教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>)
第18条 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、 <u>国語（書写を含む。）</u> 、 <u>社会</u> 、 <u>算数</u> 、 <u>理科</u> 、 <u>生活</u> 、 <u>音楽</u> 、 <u>図画工作</u> 、 <u>家庭及び体育の教科に関する科目のうち1以上の科目</u> について修得するものとする。	第18条 小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u> の単位の修得方法は、 <u>免許法施行規則第3条第1項の表備考第1号に掲げる科目のうち1以上の科目</u> について修得するものとする。
(中学校又は高等学校の教科に関する科目)	(中学校の教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u>)
第19条 中学校教諭 <u>又は高等学校教諭</u> の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、 <u>次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目</u> について修得するものとする。 <u>ただし、免許法別表第4の規定により他の教科</u> <u>についての教諭の免許状を取得しようとするときは、次の表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目についてそれぞれ1単位以上修得するものとする。</u>	第19条 中学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科に関する <u>専門的事項に関する科目</u> の単位の修得方法は、 <u>免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカまでに掲げる免許教科の種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目</u> <u>について1単位以上修得するものとする。</u>
	<u>2 英語以外の外国語の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、それぞれ英語の場合の例によるものとする（次条の場合においても同様とする。）。</u>
	<u>3 免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号イからカの中の「</u> <u>」内に表示された教科に関する専門的事項に関する科目の単位</u>

の修得は、当該教科に関する専門的事項に関する科目の1以上にわたって行うものとする（次条、第21条及び第22条の場合においても同様とする。）。

4 「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」の単位は、他の教科に関する専門的事項に関する科目の単位をもって振り替えることができる（第21条の場合においても同様とする。）。

中学校

第1欄	第2欄
免許教科	教科に関する科目
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。） 国文学（国文学史を含む。） 「漢文学、書道（書写を中心とする。）」
社会	日本史及び外国史 地理学（地誌を含む。） 「法律学、政治学」 「社会学、経済学」 「哲学、倫理学、宗教学」
数学	代数学 幾何学 解析学 「確率論、統計学」

	コンピュータ		
理科	「物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
	「化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
	「生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
	「地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」		
音楽	ソルフェージュ		
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）		
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）		
	指揮法		
	音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）		
美術	絵画（映像メディア表現を含む。）		
	彫刻		
	デザイン（映像メディア表現を含む。）		
	工芸		
	美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。）		
保健体育	体育実技		
	「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育		

		社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む。）	
		生理学（運動生理学を含む。）	
		衛生学及び公衆衛生学	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	
	保健	生理学及び栄養学	
		衛生学及び公衆衛生学	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。）	
	技術	木材加工（製図及び実習を含む。）	
		金属加工（製図及び実習を含む。）	
		機械（実習を含む。）	
		電気（実習を含む。）	
		栽培（実習を含む。）	
		情報とコンピュータ（実習を含む。）	
	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	
		被服学（被服製作学習を含む。）	
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	
		住居学	
		保育学（実習を含む。）	
	職業	産業概説	

	職業指導		
	「農業、工業、商業、水産」		
	「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商		
	船実習」		
職業指導	職業指導		
	職業指導の技術		
	職業指導の運営管理		
英語	英語学		
	英米文学		
	英語コミュニケーション		
	異文化理解		
宗教	宗教学		
	宗教史		
	「教理学、哲学」		
高等学校			
第1欄		第2欄	
免許教科		教科に関する科目	
国語	国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含		
	む。）		
	国文学（国文学史を含む。）		
	漢文学		
地理歴史	日本史		
	外国史		

	人文地理学及び自然地理学
	地誌
公民	「法律学（国際法を含む。）、政治学（国際政治を含む。）」
	「社会学、経済学（国際経済を含む。）」
	「哲学、倫理学、宗教学、心理学」
数学	代数学
	幾何学
	解析学
	「確率論、統計学」
	コンピュータ
理科	「物理学、物理学実験（コンピュータ活用を含む。）」
	「化学、化学実験（コンピュータ活用を含む。）」
	「生物学、生物学実験（コンピュータ活用を含む。）」
	「地学、地学実験（コンピュータ活用を含む。）」
音楽	ソルフェージュ
	声楽（合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。）」
	器楽（合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。）」
	指揮法

		音楽理論、作曲法（編曲法を含む。）及び音楽史	
		（日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。）	
	美術	絵画（映像メディア表現を含む。）	
		彫刻	
		デザイン（映像メディア表現を含む。）	
		美術理論及び美術史（鑑賞並びに日本の伝統美術	
		及びアジアの美術を含む。）	
	工芸	図法及び製図	
		デザイン	
		工芸制作（プロダクト制作を含む。）	
		工芸理論、デザイン理論及び美術史（鑑賞並びに	
		日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。）	
	書道	書道（書写を含む。）	
		書道史	
		「書論、鑑賞」	
		「国文学、漢文学」	
	保健体育	体育実技	
		「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育	
		社会学、体育史」及び運動学（運動方法学を含む	
		。）	
		生理学（運動生理学を含む。）	
		衛生学及び公衆衛生学	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救	

		急処置を含む。)	
	保健	「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」	
		衛生学及び公衆衛生学	
		学校保健（小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)	
	看護	「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」	
		看護学（成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む。)	
		看護実習	
	家庭	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。)	
		被服学（被服製作実習を含む。)	
		食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。)	
		住居学（製図を含む。)	
		保育学（実習及び家庭看護を含む。)	
		家庭電気・機械及び情報処理	
	情報	情報社会及び情報倫理	
		コンピュータ及び情報処理（実習を含む。)	
		情報システム（実習を含む。)	
		情報通信ネットワーク（実習を含む。)	
		マルチメディア表現及び技術（実習を含む。)	
		情報と職業	
	農業	農業の関係科目	

	職業指導		
工業	工業の関係科目		
	職業指導		
商業	商業の関係科目		
	職業指導		
水産	水産の関係科目		
	職業指導		
福祉	社会福祉学（職業指導を含む。）		
	高齢者福祉、児童福祉及び障害者福祉		
	社会福祉援助技術		
	介護理論及び介護技術		
	社会福祉総合実習（社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。）		
	人体構造及び日常生活行動に関する理解		
	加齢及び障害に関する理解		
商船	商船の関係科目		
	職業指導		
職業指導	職業指導		
	職業指導の技術		
	職業指導の運営管理		
英語	英語学		
	英米文学		
	英語コミュニケーション		

異文化理解

宗教

宗教学

宗教史

「教理学、哲学」

備考

1 第2欄に掲げる中学校又は高等学校の教科に関する科目は、
一般的包括的な内容を含むものでなければならない。

2 英語以外の外国語の教科に関する科目の単位の修得方法は、
それぞれ英語の場合の例によるものとする。

3 「 」内に表示された教科に関する科目の単位の修得は、当
該教科に関する科目の1以上にわたって行うものとする。

4 中学校の職業の教科に関する科目の単位の修得する者につい
ては、「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習
」の単位は、他の教科に関する科目の単位をもって振り替える
ことができる。

(高等学校の教科に関する専門的事項に関する科目)

第19条の2 高等学校教諭の普通免許状の授与を受けるときの教科
に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施
行規則第5条第1項の表備考第1号イからホに掲げる免許教科の
種類に応じ、それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科
目について1単位以上修得するものとする。

(幼稚園教諭の教科に関する科目)

(幼稚園教諭の領域に関する専門的事項に関する科目)

第20条 幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けるときの教科に関する

第20条 幼稚園教諭の普通免許状の授与を受けるときの領域に関する

る科目の単位の修得方法は、小学校の教科に関する科目について
修得するものとし、国語、算数、生活、音楽、図画工作及び体育
の教科に関する科目のうち1以上の科目について修得するものと
する。

〔中学校の実習教諭の教科に関する科目〕

第21条 中学校の職業実習を担当する教諭の普通免許状の授与を受
 ける場合の教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表による
ものとする。

教科に関する科目	最低修得単位数		
	5単位	8単位	10単位
産業概説	1	1	2
職業指導	1	1	1
「農業、工業、商業、水産」	2	4	5
農業実習、工業実習、商業実 習、水産実習、商船実習	1	2	2

備考

1 「農業、工業、商業、水産」(商船をもって水産と替えるこ
 とができる。)については、2科目を選択履修するものとする
。

2 実習科目は、他の教科に関する科目の修得をもって替えるこ
とができる。

る専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則
第2条第1項の表備考第1号に掲げる科目のうち1以上の科目に
ついて修得するものとする。

〔中学校の実習教諭の教科に関する専門的事項に関する科目〕

第21条 中学校の職業実習を担当する教諭の普通免許状の授与を受
 ける場合の教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方
 法は、免許法施行規則第4条第1項の表備考第1号に掲げる職業
の教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得
するものとする。

3 右の表に規定する科目のほか、選択として実業に関する科目を修得することができる。

(高等学校の実習教諭の教科に関する科目)

第22条 高等学校の家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の実習を担当する教諭の普通免許状の授与を受けるとする教科に関する科目の単位の修得方法は、次の表によるものとする。

実習教科	修得を必要とする教科に関する科目	最低修得単位数	
		5単位	10単位
家庭実習	家庭電気・機械及び情報処理	1	2
	家庭経営学（家族関係学及び家庭経済学を含む。）	1	2
	被服学（被服製作実習を含む。）	1	2
	食物学（栄養学、食品学及び調理実習を含む。）	1	2
	「住居学（製図を含む。）、保育学（実習及び家庭看護を含む。）」	1	2
	情報実習	情報社会及び情報倫理	1

(高等学校の実習教諭の教科に関する専門的事項に関する科目)

第22条 高等学校の看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の実習を担当する教諭の普通免許状の授与を受けるとする教科に関する専門的事項に関する科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第5条第1項の表備考第1号に掲げる看護、家庭、情報、農業、工業、商業、水産、福祉又は商船の教科に関する専門的事項に関する科目について1単位以上修得するものとする。

	社会福祉総合実習（社会福祉		
	援助実習及び社会福祉施設等		
	における介護実習を含む。）	1	2
商船実習	商船の関係科目	4	8
	職業指導	1	2

（養護教諭の養護に関する科目）

第23条 養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する
科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する 科目	最低修得単位数						
	4単 位	6単 位	7単 位	8単 位	10単 位	12単 位	14単 位
衛生学及び公衆衛生学（予防医学を含む。）	[略]						
「学校保健、養護概説」	[略]		[略]				
健康相談活動の理論及び方法	[略]		[略]				
「栄養学（食品学を含む。）	[略]						

（養護教諭の養護に関する科目）

第23条 養護教諭の普通免許状の授与を受ける場合の養護に関する
科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

養護に関する 科目	最低修得単位数						
	4単 位	6単 位	7単 位	8単 位	10単 位	12単 位	14単 位
衛生学・公衆衛生学（予防医学を含む。）	[略]						
学校保健	[略]		[略]				
養護概説	[略]		[略]				
健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	[略]		[略]				
栄養学（食品学を含む。）	[略]						

解剖学及										解剖学・生理									
び生理学」										学									
「微生物学、										「微生物学、									
免疫学、薬理										免疫学、薬理									
概論、精神保										概論」									
健」										精神保健									
看護学（臨床										看護学（臨床									
実習及び救急										実習及び救急									
処置を含む。										処置を含む。									
))									

(栄養教諭の栄養に係る教育に関する科目)

(栄養教諭の栄養に係る教育に関する科目)

第23条の3 栄養に係る教育に関する科目の修得方法は、免許法施行規則第10条の3に規定する事項のいずれかを含む科目について、第14条の2の表に定める最低単位数を修得するものとする。

第23条の3 栄養に係る教育に関する科目の修得方法は、免許法施行規則第10条の表備考第1号に規定する事項のいずれかを含む科目について、第14条の2の表に定める最低単位数を修得するものとする。

(小、中、高、幼の教職に関する科目)

(小、中、高、幼の教職に関する科目等)

第26条 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第26条 小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第1欄	最低修得単位数				
	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	第6欄
教職に	教職の	教育の	教	生徒	教職実 選択

普通	教職に	最低修得単位数		
免許	関する	第1欄	第2欄	第3欄
状種	科目等			
類		教育の	保育内容	道徳、総合 選択科目

		関する	意義等	基礎理	育	指導	践演習					基礎的	の指導法	的な学習の						
		科目	に関する	論に關	課	、教						理解に	に関する	時間等の指						
		る科目	する科	目	程	育相						関する	科目又は	導法及び生						
				目	及	談及						科目	各教科の	徒指導、教						
					び	び進							指導法に	育相談等に						
					指	路指							関する科	関する科目						
					導	導等							目							
					法	に關														
					に	する														
		修得			關	科目														
		を要			す															
		する			る							修得を								
	学校	単位			科							要する								
	別	数			目							単位数								
	小学	7又は	—	1	2	1	—	3又は		小学	7又は	1		3	3又は4					
	校教	8						4		校教	8									
	論	9から	1	2	4	1	1	5以下		論	9から	3		5	1から5ま					
		13まで									13まで				で					
		14から	1	3	6	1	1	2から			14から	4		7	3から6ま					
		17まで						5まで			17まで				で					
		18から	2	3	9	2	2	3以下			18から	5		11	2から5ま					
		21まで									21まで				で					
		23から	2	4	12	2	2	7以下			23から	6		14	3から9ま					

		14から	1	3	6	1	1	2から				14から	4			7	3から7ま		
		18まで						6まで				18まで					で		
		19から	2	3	9	2	2	1から				19から	5			11	3から5ま		
		21まで						3まで				21まで					で		
		22から	2	4	12	2	2	8以下				22から	6			14	2から10ま		
		30まで										30まで					で		

備考

1 第2欄から第4欄までに掲げる教職に関する科目は、免許法施行規則第6条第1項の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 第4欄に掲げる教育課程及び指導法に関する科目のうち、各教科の指導法の単位の修得方法は、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

3 第5欄に掲げる教職実践演習は、当該演習を履修する者の教科に関する科目及び教職に関する科目（教職実践演習を除く。）の履修状況を踏まえ、教員として必要な知識技能を修得したことを確認するものとする（第27条及び第27条の2の表の場合においても同様とする。）。

4 第6欄に掲げる選択は、当該教職に関する科目について修得するものとする。

備考

1 第1欄及び第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、受けようとする普通免許状の種類に応じ、免許法施行規則第2条から第5条までの表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 第2欄に掲げる保育内容の指導法に関する科目又は各教科の指導法に関する科目の単位の修得方法は、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合にあっては、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得するものとする。

3 第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、当該指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等について修得するものとする。

(養護教諭の教職に関する科目)

(養護教諭の教職に関する科目等)

第27条 養護教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

第27条 養護教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

教職に関する科目	最低修得単位数					
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄	
教職の意義等に関する科目		教育の基礎理論に関する科目	教 育 課 程 及 び 指 導 法 に 関 する 科 目	生徒指導、教育相談に関する科目	教職実践演習	選択
修得を要する単位数	3	1	1	1	1	1
	4	2	1	1	1	1
	5	1	1	1	1	1

教職に関する科目等	最低修得単位数		
	第1欄	第2欄	第3欄
教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択科目
修得を要する単位数	3	1	1
	4	2	1
	5	2	1

6	1	1	1	1	1	1
7	1	2	1	1	1	1
8	1	2	2	1	1	1

6	2	2	2
7	3	2	2
8	3	3	2

備考

1 第1欄から第4欄までに掲げる教職に関する科目は、免許法施行規則第10条第1項の表に規定する各教科に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 第5欄に掲げる選択は、当該教職に関する科目について修得するものとする。
(栄養教諭の教職に関する科目)

第27条の2 栄養教諭の修得すべき教職に関する科目の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

教職に関する科目	最低修得単位数				
	第1欄	第2欄	第3欄	第4欄	第5欄
	教職の意義等に関する科目	教育の基礎理論に関する科目	教	生徒指導、教育相談及び指	教職実践演習

備考

1 第1欄及び第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法施行規則第9条の表に規定する各科目に含めることが必要な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。

2 第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、当該教育の基礎的理解に関する科目等について修得するものとする。
(栄養教諭の教職に関する科目等)

第27条の2 栄養教諭の普通免許状を受けようとする場合の教職に関する科目等の単位の修得方法は、次の表の定めるところによる。

教職に関する科目等	最低修得単位数		
	第1欄	第2欄	第3欄
	教育の基礎的理解に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	選択科目

導 導 等							法 関 等						
に 関 する							に 関 する						
関 科 目							関 科 目						
修得を要する							修得を要する						
単位数							単位数						
3	—	1	1	—	1		3	1	1	1	1		
4		2	1	—	1		4	2	1	1	1		
5	1	1	1	—	1		5	2	2	1	1		
6	1	1	1	1	1		6	2	2	2	2		
備考							備考						
1 第1欄から第4欄までに掲げる教職に関する科目は、免許法							1 第1欄及び第2欄に掲げる科目の単位の修得方法は、免許法						
施行規則第10条の4の表に規定する各教科に含むことが必要							施行規則第10条の表に規定する各科目に含むことが必要な事						
な事項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。							項のうち、いずれかの事項について修得するものとする。						
2 第5欄に掲げる選択は、当該教職に関する科目について修得							2 第3欄に掲げる科目の単位の修得方法は、当該教育の基礎的						
するものとする。							理解に関する科目等について修得するものとする。						
(教科又は教職に関する科目)							(大学が独自に設定する科目)						
第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定							第28条 第9条から第12条まで並びに第15条及び第15条の2に規定						
する教科又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第18条から							する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第18条から						
第20条までに規定する教科に関する科目(中学校及び高等学校に							第20条までに規定する教科に関する専門的事項に関する科目(中						
あっては、授与を受けようとする免許状の教科に応じた教科に関							学校及び高等学校にあっては、授与を受けようとする免許状の教						

<p>する科目)又は第26条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p>	<p>科に応じた教科に関する専門的事項に関する科目、幼稚園にあつては領域に関する専門的事項に関する科目)又は第26条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p>
	<p>2 第14条に規定する大学が独自に設定する科目の単位の修得方法は、第23条に規定する養護に関する科目又は第27条に規定する教職に関する科目等のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p>
<p>(養護又は教職に関する科目)</p>	
<p>第28条の2 第14条に規定する養護又は教職に関する科目の単位の修得方法は、第23条に規定する養護に関する科目又は第27条に規定する教職に関する科目のうち1以上の科目について単位を修得するものとする。</p>	
<p>(免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8等による場合)</p>	<p>(免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8等による場合)</p>
<p>第31条 免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8、同法第18条、同法附則第5項、第9項、第18項又は29年改正法附則第5項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、前条に規定する書類のほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</p>	<p>第31条 免許法別表第3、第4、第5、第6、第7、第8、同法第18条、同法附則第5項、第9項、第17項又は29年改正法附則第5項の規定により教育職員検定を受けようとする者は、前条に規定する書類のほか、受けようとする免許状の所要資格に応じ、次の書類のうち必要とするものを提出しなければならない。</p>
<p>(1)～(5) [略]</p>	<p>(1)～(5) [略]</p>
<p>(免許法附則第19項による場合)</p>	<p>(免許法附則第18項による場合)</p>
<p>第31条の2 免許法附則第19項の規定により教育職員検定を受けよ</p>	<p>第31条の2 免許法附則第18項の規定により教育職員検定を受けよ</p>

うとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類のうち必 要とするものを提出しなければならない。	うとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類のうち必 要とするものを提出しなければならない。
(1)～(5) [略]	(1)～(5) [略]
(特別免許状の出願の場合)	(特別免許状の出願の場合)
第33条の2 免許法第4条第6項及び第7項 の規定により教育職員 検定を受けようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の 書類を提出しなければならない。	第33条の2 免許法第5条第3項 の規定により教育職員検定を受け ようとする者は、第30条に規定する書類のほか、次の書類を提出 しなければならない。
(1)～(3) [略]	(1)～(3) [略]

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。